

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第174号）

答申日：平成28年6月24日（平成28年度（行情）答申第149号）

事件名：「意図的確信犯的秘密保全事案の未然防止策について（通達）」の実施成果に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本通達の実施成果」に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年8月11日付け防官文第12118号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った本件対象文書のうち文書1の開示決定（以下「原処分1」という。）について、紙媒体の特定等を求めるとともに、同年10月24日付け防官文第15729号により処分庁が行った本件対象文書のうち文書2ないし文書34の一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、紙媒体の特定及び一部に対する不開示決定の取消し等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書1及び2並びに意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書につき、本来の電磁的記録形式の特定を求める。

この点については、諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠ぺいを行っていることから、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において直接確認することを求める。

（2）本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば、その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり、これについても組織共有文書に該当するので、その特定を求める。実際、諮問庁は、過去に、開示決定通知書において、Word等で作成された、履歴情報を含む電磁的記録を開示したことがある。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

- (3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。諮問庁は、審査会から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険がある。
この点については、審査会において直接確認することを求める。
- (5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。
- (6) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年8月11日付け防官文第12118号により、文書1について開示決定（原処分1）を行った後、同年10月24日付け防官文第15729号により、残余の部分（文書2ないし文書34）について、法5条3号及び6号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件異議申立ては、これらの処分（原処分1及び原処分2）に対してそれぞれなされたものであり、本件諮問に当たっては、それらの異議申立てを併合し諮問する。

2 法5条該当性について

- (1) 文書4の9ページの一部（以下「不開示部分1」という。）については、防衛省における秘密の取扱いに関する適格性の確認制度の内容を推察させるものであり、これを公にすることにより、我が国に対して情報収集活動を展開している他国機関等から対抗・妨害の措置を講じられ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
- (2) 文書17の5ページの一部（以下「不開示部分2」という。）については、自衛隊情報保全隊の隷下部隊の現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊情報保全隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ

れがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うと共に、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し、明示することを求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、履歴情報の特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても、開示・不開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い」本件対象文書の紙媒体についても特定を求めるが、本件対象文書については、一貫して電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。
なお、本件異議申立てを受け、确实を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち、一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年3月24日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年4月9日 審議
- ④同月28日 異議申立人から意見書1及び2を収受
- ⑤平成28年6月2日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「意図的確信犯的秘密保全事案の未然防止策について（通達）」（陸幕情第13号電。25.1.28）に基づき、陸上自衛隊の部隊等において実施された秘密保全教育等の成果について、各方面隊等から陸上幕僚監部に対して報告された実施結果に関する文書であり、処分庁はその一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の紙媒体の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが適切としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、各方面隊等から陸上幕僚監部に対し、紙媒体及び電磁的記録により、報告されたものである。

本件対象文書の保存期間は、陸上自衛隊文書管理規則（平成23年陸上自衛隊達第32-19号。以下「管理規則」という。）に基づき、「随時発生し、短期に廃棄するもの」及び「1年以上の保存を要しないもの」に該当するものとして「1年未満」とされ、開示請求があった時点では保存期間が満了していたことから、本件対象文書の紙媒体及び電磁的記録のかがみは既に廃棄していたが、業務の参考として2頁目以降のみを電磁的記録形式によって保有していたことから、処分庁は、これを対象として原処分を行った。

なお、理由説明書において、「本件対象文書については、一貫して電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。」と説明しているが、その趣旨は上記のとおりである。

イ 原処分に当たり、陸上幕僚監部の関係部署の書棚、机、書庫等の探

索を行ったが、本件対象文書の紙媒体は確認できなかった。

また、本件異議申立てを受け、確実を期すため、再度同様の探索を行ったが、本件対象文書の紙媒体は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から管理規則の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであり、本件対象文書の性質に照らすと、本件対象文書の保存期間を1年未満としたとする上記(1)アの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、開示請求の時点では、本件対象文書の電磁的記録の一部を残し、紙媒体を含むその余については廃棄していたとする上記(1)アの諮問庁の説明も不自然、不合理とまではいえない。そして、その他、防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有していることをうかがわせる事情は存しない。

また、上記(1)イの探索についても、その範囲、方法等が不十分であるとはいえない。

- (3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(紙媒体)を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分のうち、不開示部分1については、防衛省における秘密の取扱いに関する適格性の確認制度の内容を推察させる内容が記載されており、これを公にすることにより、他の情報と併せて防衛省・自衛隊の情報保全態勢の一部が明らかとなり、我が国に対して情報収集活動を展開している他国機関等から対抗・妨害の措置を講じられ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、不開示部分2には、自衛隊情報保全隊の隷下部隊の現員に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊情報保全隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件対象文書の不開示部分は法5条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定

については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 輸送学校
- 文書 2 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 北部方面隊
- 文書 3 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 東北方面隊
- 文書 4 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） E A
- 文書 5 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 中部方面隊
- 文書 6 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 西部方面隊
- 文書 7 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 中央即応集団
- 文書 8 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 通信団
- 文書 9 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 警務隊
- 文書 10 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果の報告）（大臣直轄部隊） 中央情報隊
- 文書 11 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 中央業務支援隊
- 文書 12 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 中央会計隊
- 文書 13 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 会計監査隊
- 文書 14 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 陸上自衛隊中央輸送業務隊
- 文書 15 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 中央音楽隊
- 文書 16 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 中央管制気象隊
- 文書 17 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 自衛隊情報保全隊
- 文書 18 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 自衛隊体育学校
- 文書 19 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 幹部学校
- 文書 20 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 幹部候補生学校
- 文書 21 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 富士学校
- 文書 22 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 高射学校
- 文書 23 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 航空学校
- 文書 24 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 施設学校
- 文書 25 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 通信学校
- 文書 26 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 武器学校
- 文書 27 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 需品学校
- 文書 28 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 小平学校
- 文書 29 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 衛生学校
- 文書 30 意図的確信犯の秘密保全事案の未然防止策（成果） 化学学校（化

学教導隊を含む。)

文書 3 1 意図的確信犯的秘密保全事案の未然防止策 (成果) 高等工科大学

文書 3 2 意図的確信犯的秘密保全事案の未然防止策 (成果) 陸上自衛隊研
究本部

文書 3 3 意図的確信犯的秘密保全事案の未然防止策 (成果) 補給統制本部

文書 3 4 意図的確信犯的秘密保全事案の未然防止策 (成果) 自衛隊中央病
院